

令和 6 年 9 月 2 4 日
京都中部広域消防組合

職員の不祥事に係る懲戒処分について

京都中部広域消防組合園部消防署職員の不祥事に係る懲戒処分を決定しましたので、お知らせします。

1 事案の概要

令和 6 年 7 月 1 3 日に運転免許証の偽造及び使用、無免許運転、踏切の一時停止違反の容疑により兵庫県須磨警察署に逮捕、8 月 2 日に起訴されました。

本件事案について、消防本部の事情聴取に対し、被処分者が事実を認めていることから懲戒処分を行いました。

2 処分内容

免職

3 処分年月日

令和 6 年 9 月 2 0 日

4 被処分者

所属：園部消防署警防課

階級：消防士

性別：男性

年齢：2 0 歳代

5 消防長のコメント

法を守るべき立場にある公務員として、このような事態を起こしたことは決して許されることではありません。

住民の皆様をはじめ関係各位の信頼を著しく失墜させるものであり、心からお詫びを申し上げます。

この事実を厳粛に受け止め、公務員倫理の徹底と住民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

担 当 課	消防本部総務課
電 話	0771-22-9580